

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
第 1 編 総則	第 1 編 総則
第 2 編 居住者の納税義務	第 2 編 居住者の納税義務
第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除	第 1 章 課税標準及びその計算並びに所得控除
第 1 節 各種所得の金額の計算	第 1 節 各種所得の金額の計算
第 1 款 所得の種類及び各種所得の金額	第 1 款 所得の種類及び各種所得の金額
第 2 款 所得金額の計算の通則	第 2 款 所得金額の計算の通則
第 3 款 収入金額の計算	第 3 款 収入金額の計算
第 4 款 必要経費等の計算	第 4 款 必要経費等の計算
第 4 款の 2 外貨建取引の換算	第 4 款の 2 外貨建取引の換算
第 5 款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例	第 5 款 資産の譲渡に関する総収入金額並びに必要経費及び取得費の計算の特例
法第57条の 4 《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係	法第57条の 4 《株式交換等に係る譲渡所得等の特例》関係
法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》関係	法第58条《固定資産の交換の場合の譲渡所得の特例》関係
法第59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係	法第59条《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》関係
法第60条《贈与等により取得した資産の取得費等》関係	法第60条《贈与等により取得した資産の取得費等》関係
<u>法第60条の 2 《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係</u>	(新 設)
<u>法第60条の 3 《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》関係</u>	(新 設)
<u>法第60条の 4 《外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例》関係</u>	(新 設)
法第62条《生活に通常必要でない資産の災害による損失》関係	法第62条《生活に通常必要でない資産の災害による損失》関係
第 6 款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例	第 6 款 事業を廃止した場合等の所得計算の特例
第 7 款 収入及び費用の帰属の時期の特例	第 7 款 収入及び費用の帰属の時期の特例
第 2 節 損失の繰越控除	第 2 節 損失の繰越控除
第 3 節 所得控除	第 3 節 所得控除

改 正 後	改 正 前
第2章 税額の計算 法第90条《変動所得及び臨時所得の平均課税》関係 法第95条《外国税額控除》関係 <u>法第95条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例》関係</u> 第3章 申告、納付及び還付 第1節 予定納税 第2節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付 法第120条《確定所得申告》関係 法第121条《確定所得申告を要しない場合》関係 法第122条《還付等を受けるための申告》関係 法第124条《確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告》及び第125条《年の途中で死亡した場合の確定申告》関係 法第127条《年の途中で出国をする場合の確定申告》関係 法第132条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》関係 <u>法第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》関係</u> <u>法第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》関係</u> 法第140条《純損失の繰戻しによる還付の請求》及び第141条《相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求》関係 法第142条《純損失の繰戻しによる還付の手続等》関係 第3節 青色申告 第4章 更正の請求の特例 法第152条《各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例》関係 <u>法第153条の5《国外転出をした者が外国所得税を納付する場合の更正の請求の特例》関係</u> 第3編 非居住者及び法人の納税義務 第4編 源泉徴収 第5編 雑則	第2章 税額の計算 法第90条《変動所得及び臨時所得の平均課税》関係 法第95条《外国税額控除》関係 （新 設） 第3章 申告、納付及び還付 第1節 予定納税 第2節 確定申告並びにこれに伴う納付及び還付 法第120条《確定所得申告》関係 法第121条《確定所得申告を要しない場合》関係 法第122条《還付等を受けるための申告》関係 法第124条《確定申告書を提出すべき者等が死亡した場合の確定申告》及び第125条《年の途中で死亡した場合の確定申告》関係 法第127条《年の途中で出国をする場合の確定申告》関係 法第132条《延払条件付譲渡に係る所得税額の延納》関係 （新 設） （新 設） 法第140条《純損失の繰戻しによる還付の請求》及び第141条《相続人等の純損失の繰戻しによる還付の請求》関係 法第142条《純損失の繰戻しによる還付の手続等》関係 第3節 青色申告 第4章 更正の請求の特例 法第152条《各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例》関係 （新 設） 第3編 非居住者及び法人の納税義務 第4編 源泉徴収 第5編 雑則

改正後	改正前
法第60条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》関係 （国外転出時に譲渡又は決済があったものとみなされた対象資産の収入すべき時期） 60の2－1 対象資産（法第60条の2第1項に規定する有価証券等（以下60の4－1までにおいて「有価証券等」という。）、同条第2項に規定する未決済信用取引等（60の2－4において「未決済信用取引等」という。）及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引（60の2－4において「未決済デリバティブ取引」という。）をいう。以下60の3－3までにおいて同じ。）について、これらの規定により、同条第1項に規定する国外転出（以下60の2－11までにおいて「国外転出」という。）の時に、譲渡があったものとみなされた場合又は決済したものとみなして算出された利益の額若しくは損失の額が生じたものとみなされた場合における事業所得、譲渡所得又は雑所得（以下60の2－10までにおいて「譲渡所得等」という。）に係る総収入金額（同条の規定の適用を受ける部分の金額に限る。）の収入すべき時期は、その居住者が当該国外転出をした日となることに留意する。 （国外転出直前に譲渡した有価証券等の取扱い） 60の2－2 国外転出をする居住者が譲渡した有価証券等で当該国外転出の日までに引渡しの行われていないものについては、原則として、法第60条の2第1項の規定の適用があることに留意する。ただし、納税者の選択により、当該有価証券等の譲渡に関する契約の効力発生の日により実際に譲渡したことによる譲渡所得等として申告があったときは、これを認める。 （注） 国外転出をする居住者が取得した有価証券等で当該国外転出の日までに引渡しを受けていないものについては、原則として、法第60条の2第1項の規定の適用はないが、納税者の選択により、当該有価証券等の取得に関する契約の効力発生の日を取得をした日として当該有価証券等について同項の規定を適用して申告があったときは、これを認める。 （有価証券等の範囲） 60の2－3 法第60条の2の規定の適用がある有価証券等とは、国外転出の時にあって、	（新 設） （新 設） （新 設） （新 設）

改正後	改正前
<u>(国外転出の時に係る有価証券等の価額)</u> 60の2-6 法第60条の2第1項第1号の国外転出の時に係る当該有価証券等の価額又は同項第2号の国外転出の予定日から起算して3月前の日における当該有価証券等の価額（60の2-7において「国外転出時の価額」という。）については、原則として、23～35共-9及び59-6（公社債及び公社債投資信託にあっては、昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同「財産評価基本通達」の第8章第2節《公社債》）の取扱いに準じて算定した価額による。 (注)1 法第60条の2第1項第2号の国外転出の予定日から起算して3月前の日後に取得をした有価証券等の当該取得時の価額については、原則として、当該有価証券等の取得価額によることに留意する。 2 法第60条の2第8項に規定する限定相続等による移転があった場合における当該限定相続等の時に係る当該有価証券等の価額についても、上記と同様に算定した価額による。	(新 設)
<u>(外貨建ての対象資産の円換算)</u> 60の2-7 法第60条の2第1項から第3項までの規定により対象資産の譲渡又は決済をしたものとみなされた場合における譲渡所得等の金額の計算に当たり、外貨建てによる対象資産の国外転出時の価額又は利益の額若しくは損失の額（以下60の2-10までにおいて「国外転出時の価額等」という。）を算定する場合における円換算については、57の3-2に準じて計算するものとする。	(新 設)
<u>(修正申告等をする場合における対象資産の国外転出時の価額等)</u> 60の2-8 国外転出の日の属する年分の所得税につき、法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けるべき個人が、対象資産の一部についてこれらの規定の適用を受けずに確定申告書を提出している場合において、当該個人が当該対象資産について修正申告をするときは、当該対象資産に係る国外転出時の価額等については、当該確定申告書の提出の際に適用した同条第1項から第3項までの各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額による。ただし、対象資産の全てについて同条第1項から第3項までの規定の適用を受けずに確定申告書を提出している場合において、当該個人が当該対象資産について修正申告をするときは、当該対象資産に係る国外転出時の価額等については、同条第1項第1号、第2項第1号又は第3項第1号に定める金額による。	(新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>(注) 税務署長が更正を行う場合の国外転出時の価額等についても同様の取扱いとなることに留意する。</u> <u>(対象資産を贈与により居住者に移転した場合の課税取消しと価額下落との関係)</u> 60の2－9 <u>法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた個人が、国外転出の日から5年を経過する日（法第137条の2第2項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定により同条第1項の規定による納税猶予を受けている場合には、10年を経過する日）までに当該国外転出の時に有していた対象資産の全部又は一部を贈与により居住者に移転した場合で当該対象資産の当該贈与の時の価額又は利益の額若しくは損失の額が法第60条の2第8項各号に掲げる場合に該当するときは、同条第6項又は第8項（同条第9項において準用する場合を含む。）のいずれかの規定の適用を受けることを選択することができることに留意する。ただし、そのいずれかの規定の適用を受けた後においては、たとえ法第153条の2第1項又は第2項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》に規定する更正の請求をすることができる期間内であっても、他の一方の規定の適用を受ける旨の変更はできないことに留意する。</u> <u>(国外転出後に譲渡又は決済をした際の譲渡費用等の取扱い)</u> 60の2－10 <u>法第60条の2第8項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定は、同条第8項各号に掲げる場合に該当するときに、対象資産の国外転出時の価額等を対象資産の実際の譲渡価額又は利益の額若しくは損失の額とすることができる規定であるから、同項の規定の適用に当たっては、当該国外転出の時に同項に規定する譲渡又は決済をした際に実際に要した費用については、当該国外転出をした日の属する年分の同条第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済をしたものとみなされた対象資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することはできないことに留意する。</u> <u>(納税猶予期限が繰り上げられた場合等の価額下落の適用除外)</u> 60の2－11 <u>法第60条の2第10項の規定は、国外転出の日から5年を経過する日（法第137条の2第2項の規定により同条第1項の規定による納税猶予の適用を受けている場合にあっては、10年を経過する日）において同項の規定による納税猶予の適用を受けている個人に限り適用があることに留意する。したがって、例えば、同条第9項の規定によ</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

改正後	改正前
<u>り同条第1項の規定による納税猶予に係る期限が繰り上げられた場合には、法第60条の2第10項の規定の適用はないことに留意する。</u> <u>法第60条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》関係</u> <u>（非居住者である相続人等が限定承認をした場合）</u> <u>60の3－1</u> <u>居住者の有する有価証券等が、相続（限定承認に係るものに限る。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）により非居住者である相続人又は受遺者へ移転した場合には、法第60条の3第1項の規定の適用はなく、法第59条第1項第1号《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用を受けることに留意する。</u> <u>（贈与等の時に有している対象資産の範囲）</u> <u>60の3－2</u> <u>法第60条の3第5項に規定する贈与等の時に有している対象資産とは、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げるものをいうことに留意する。</u> (1) <u>贈与（死因贈与を除く。）の場合</u> <u>当該贈与の時ににおいて贈与者が所有していた対象資産（当該贈与により非居住者に移転した対象資産を含む。）</u> (2) <u>相続又は遺贈（死因贈与を含む。）の場合</u> <u>当該相続又は遺贈に係る相続開始の時ににおいて被相続人が所有していた対象資産（当該相続又は遺贈により居住者に移転した対象資産を含む。）</u> <u>（非居住者からの譲渡等をした旨の通知がなかった場合）</u> <u>60の3－3</u> <u>法第60条の3第9項に規定する非居住者が、猶予適用贈与者（同条第8項に規定する猶予適用贈与者をいう。以下この項において同じ。）から贈与を受けた対象資産について同条第9項に規定する譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転をした場合は、同項の規定による通知がなかったとしても、法第137条の3第6項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定により当該猶予適用贈与者の同条第1項の規定による納税猶予に係る期限が確定することに留意する。</u>	（新 設） （新 設） （新 設） （新 設）

改正後	改正前
<u>(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に関する取扱いの準用)</u> 60の3-4 法第60条の3の規定の適用に当たっては、60の2-2から60の2-7まで及び60の2-9から60の2-11までの取扱いを準用する。 法第60条の4《外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例》関係 <u>(有価証券等の取得費とされる金額等の円換算)</u> 60の4-1 令第170条の3第1項《外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲渡所得等の特例》の規定による有価証券等の取得に要した金額（法第60条の4第1項に規定する収入金額に算入することとされた金額をいう。）及び同条第2項に規定する利益の額に相当する金額又は損失の額に相当する金額の法第57条の3第1項《外貨建取引の換算》に規定する円換算については、57の3-2に準じて計算するものとする。 法第95条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例》関係 <u>(納税猶予期限が繰り上げられた場合等の外国税額控除の適用除外)</u> 95の2-1 法第95条の2第1項の規定は、同項に規定する国外転出の日から同項に規定する有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転の日まで引き続き法第137条の2第1項（同条第2項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の規定による納税猶予の適用を受けている個人に限り適用があることに留意する。したがって、例えば、同条第9項の規定により同条第1項の規定による納税猶予に係る期限が繰り上げられた場合には、法第95条の2第1項の規定の適用はないことに留意する。	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

改正後	改正前
<u>(外国税額控除に関する取扱いの適用)</u> 95の2-2 95-9から95-12まで、95-14及び95-15の取扱いは、法第95条の2の規定により法第95条《外国税額控除》の規定を適用する場合にも適用があることに留意する。 法第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》関係 <u>(修正申告等に係る所得税額の納税猶予)</u> 137の2-1 法第137条の2第1項（同条第2項の規定により適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、法第60条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》に規定する国外転出（以下137の2-9までにおいて「国外転出」という。）の日の属する年分についての期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定に係る納付すべき所得税の額については、原則として、法第137条の2第1項の適用がないことに留意する。 ただし、修正申告又は更正があった場合で、当該修正申告又は更正が期限内申告において法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた対象資産（同条第1項に規定する有価証券等、同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引をいう。）に係るこれらの規定に定める価額若しくは利益の額若しくは損失の額、取得費又は税額計算の誤りのみに基づいてされるときにおける当該修正申告又は更正により納付すべき所得税の額（附帯税を除く。）については、当初から法第137条の2第1項の適用があることとして取り扱う。 この場合において、当該修正申告書の提出又は更正により法第137条の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する納税猶予分の所得税額（以下137の2-6までにおいて「納税猶予分の所得税額」という。）及び当該所得税額に係る利子税の額に相当する担保については、当該修正申告書の提出の日の翌日又は当該更正に係る通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに提供しなければならないこととして取り扱う。	(新 設) (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>(適用資産の譲渡又は贈与による移転をした日の意義)</u> <u>137の２－２</u> 法第60条の２第１項に規定する有価証券が法第137条の２第１項に規定する適用資産（以下137の２－６までにおいて「適用資産」という。）である場合における同条第５項の譲渡又は贈与による移転をした日とは、当該譲渡又は贈与の効力が生じた日をいうのであるが、具体的には次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日であることに留意する。 (1) <u>社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿（以下この項において「振替口座簿」という。）に記載又は記録がされるもの</u> 振替口座簿に記載又は記録がされた日 (2) <u>有価証券の発行のあるもの</u> 有価証券の交付を行った日 (3) <u>有価証券の発行のないもの（(1)に該当するものを除く。）</u> 契約の効力発生日 (注) ただし、書面によらない贈与を行った場合には、株主名簿の名義変更の日とする。 <u>(納税猶予分の所得税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の所得税の額の計算)</u> <u>137の２－３</u> 法第137条の２第５項の規定により、納税猶予分の所得税額の一部について同条第１項（同条第２項の規定により適用する場合を含む。以下137の２－５までにおいて同じ。）の規定による納税猶予に係る期限（以下137の２－10までにおいて「納税猶予の期限」という。）が確定する場合における所得税の額の計算は、同条第５項に規定する事由が生じた日ごとに、次の算式により行うのであるから留意する。 なお、これにより算出された金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予分の所得税額として残るのであるから留意する。 (計算式) $\begin{array}{l} \text{納税猶予} \\ \text{分の所得} \\ \text{税額(A)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{既に一部確定} \\ \text{した所得税の} \\ \text{額がある場合} \\ \text{には、当該所} \\ \text{得税の額(B)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{納税猶予} \\ \text{する前の} \\ \text{納付すべ} \\ \text{き所得税} \\ \text{の額(C)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{適用資産（既に確定事由が生じたもの} \\ \text{を除く。）につき法第60条の２第１項か} \\ \text{ら第３項までの規定の適用がないもの} \\ \text{とした場合における納付すべき所得税} \\ \text{の額(D)} \end{array}$ (注) 1 上記算式中の(A)の金額は、法第137条の２第１項の規定による納税猶予の適用を	(新 設) (新 設)

改正後	改正前
<u>受けた当初の納税猶予分の所得税額をいう。</u> <u>2 上記算式中の(B)の金額は、既に法第137条の2第5項の規定の適用があった金額の合計額をいう。</u> <u>3 上記算式中の(C)の金額は、国外転出の日の属する年分の法第120条第1項第3号《確定所得申告》に掲げる金額（法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用により譲渡又は決済があったものとされた金額を含めて計算した所得税の額）をいう。</u> <u>4 上記算式中の(D)の金額は、適用資産（既に法第137条の2第5項の事由が生じたものを除く。）につき法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合における当該年分の法第120条第1項第3号に掲げる金額をいう。また、適用資産から除かれる既に法第137条の2第5項の事由が生じたものについては、今回、同項の事由が生じたものも含めて、法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用があるものとして計算することに留意する。なお、(C)－(D)の金額が零を下回る場合には、零とする。</u> <u>5 上記算式中の(A)の金額、(C)の金額及び(D)の金額は、法第60条の2第6項（同項第2号に該当する場合に限る。）及び同条第8項の規定の適用がある場合はその適用後の金額により算出された金額となることに留意する。</u> <u>6 上記計算式により算出された金額が零を下回る場合には、零とする。</u> <u>（納税猶予の任意の取りやめ）</u> <u>137の2－4 法第137条の2第1項の規定による納税猶予の適用を受けている個人から、納税猶予の期限より前に、所轄税務署長に対し同項の規定による納税猶予の適用を取りやめる旨の書面による申出があり、かつ、その納税猶予分の所得税額に相当する所得税の全部の納付があった場合は、その全部の納付があった時に、当該納税猶予の期限が確定し、当該納税猶予の規定の適用は終了することに留意する。</u> <u>④ 納税猶予の適用を任意で取りやめた場合は、法第60条の2第10項の適用はないことに留意する。</u> <u>（納税猶予適用者が死亡した場合の納税猶予分の所得税額に係る納付義務の承継）</u> <u>137の2－5 法第137条の2第1項の規定の適用を受けて国外転出をした者が納税猶予の期限までに死亡した場合には、当該国外転出をした者に係る納税猶予分の所得税額に</u>	（新 設） （新 設）

改 正 後	改 正 前
<u>係る納付の義務は、同条第13項の規定により、当該国外転出をした者の相続人が承継することになるのであるから、当該相続人は、その相続又は遺贈により適用資産を取得したかどうかにかかわらず、当該国外転出をした者に係る納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継することに留意する。この場合において、相続人が2人以上あるときは、各相続人が同項の規定により承継する納税猶予分の所得税額は、国税通則法第5条第2項《相続による国税の納付義務の承継》の規定に基づき計算した額となることに留意する。</u> <u>(猶予承継相続人に確定事由が生じた場合)</u> <u>137の2－6</u> 法第137条の2第13項の規定により納税猶予分の所得税額に係る納付の義務を承継した同項の相続人（以下この項において「<u>猶予承継相続人</u>」という。）が承継した納税猶予分の所得税額（以下この項において「<u>承継猶予税額</u>」という。）の全部又は一部につき、納税猶予の期限が確定する事由が生じた場合には、<u>全ての猶予承継相続人に係る承継猶予税額の全部又は一部についてその期限が確定することに留意する。したがって、例えば、適用資産を相続した猶予承継相続人の一人が適用資産の一部を譲渡した場合には、同条第5項の規定により、その譲渡した適用資産に対応する部分の所得税について納税猶予の期限が確定し、全ての猶予承継相続人は、当該期限が確定した所得税の額のうち国税通則法第5条第2項の規定に基づき計算した額を納付する必要があることに留意する。</u> <u>(担保の提供等)</u> <u>137の2－7</u> 法第137条の2第1項の規定による担保の提供については、国税通則法第50条《担保の種類》から第54条《担保の提供等に関する細目》までの規定の適用があることに留意する。 <u>(取引相場のない株式の納税猶予の担保)</u> <u>137の2－8</u> 法第60条の2の規定により課税された取引相場のない株式を納税猶予の担保として提供する旨の申出があった場合において、次のいずれかに該当する事由があるときは、当該株式を納税猶予の担保として認めることができる。 <u>(1) 法第60条の2の規定により課税された財産のほとんどが取引相場のない株式であり、かつ、当該株式以外に納税猶予の担保として提供すべき適当な財産がないと認め</u>	(新 設) (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>られること。</u> <u>(2) 取引相場のない株式以外に財産があるが、当該財産が他の債務の担保となっており、納税猶予の担保として提供することが適当でないと認められること。</u> <u>(納税猶予分の所得税額に相当する担保)</u> <u>137の2－9</u> 法第137条の2第1項に規定する「当該納税猶予分の所得税額に相当する担保」とは、納税猶予に係る所得税の本税の額と当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額との合計額に相当する担保をいうことに留意する。 <u>なお、この場合の当該本税に係る納税猶予期間中の利子税の額は、同項の規定の適用に係る所得税の納税者の国外転出の日から5年（同条第2項の規定により納税猶予期限の延長を受けた納税者については10年）を経過する日までを納税猶予期間として計算した額によるものとして取り扱うことに留意する。</u> <u>(増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ)</u> <u>137の2－10</u> 法第137条の2第9項の規定により、増担保命令等に応じないため納税猶予の期限を繰り上げる場合には、当該担保不足に対応する納税猶予税額だけでなく納税猶予税額の全額（既に同条第5項の規定により、納税猶予の期限が確定しているものを除く。）について納税猶予の期限を繰り上げることに留意する。 <u>法第137条の3《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》関係</u> <u>(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予に関する取扱いの準用)</u> <u>137の3－1</u> 法第137条の3の規定の適用に当たっては、法第137条の2関係の取扱いを準用する。	(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)

改 正 後	改 正 前
<u>法第153条の5《国外転出をした者が外国所得税を納付する場合の更正の請求の特例》関係</u> <u>（法第153条の2の更正の請求の適用がある場合の法第153条の5の更正の請求の取扱い）</u> <u>153の5－1</u> 法第60条の2第1項から第3項まで《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例》の規定の適用を受けた個人が、同条第8項（同条第9項において準用する場合を含む。）及び法第95条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例に係る外国税額控除の特例》の規定の適用を受ける場合には、法第153条の2第2項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定による更正の請求と別に法第153条の5の規定による更正の請求ができることに留意する。 <u>（注）法第153条の2第2項の規定による更正の請求は、法第60条の2第8項又は第9項に規定する譲渡若しくは決済又は限定相続等による移転の日から4月以内にすることができ、法第153条の5の規定による更正の請求は、同条に規定する外国所得税を納付することとなる日から4月以内にすることができに留意する。</u> <u>（外国所得税を納付することとなる日の意義）</u> <u>153の5－2</u> 法第153条の5に規定する「外国所得税を納付することとなる日」とは、申告、賦課決定等の手続により外国所得税について具体的にその納付すべき租税債務が確定した日をいうのであるが、実際に外国所得税を納付した日を「外国所得税を納付することとなる日」として取り扱って差し支えない。	（新 設） （新 設） （新 設）